

公益社団法人青森県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

令和 7 年度事業計画書

(令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日)

1. 基本方針

私たち公益社団法人青森県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下当協会という)は、社員である土地家屋調査士の専門的な能力を結集し、官公署等による不動産の表示に関する登記や調査・測量を適正かつ迅速に処理することにより、不動産に関する権利の明確化や取引の円滑化に寄与する活動をしていきます。

今年度からは公益目的事業のほかに、青森県土地家屋調査士会および青森県土地家屋調査士政治連盟とともに、国土交通省が推進している狭あい道路解消のための取組を行い、安心安全で住める街づくりのために啓発活動を進めてまいります。

新公益法人制度が始まり、当協会でも次の改選時には外部役員の導入が必要となりました。これに対応した規則の整備を行い、透明で健全な組織運営を行っていきます。

2. 公益目的事業

土地家屋調査士法第 63 条に基づき設立した当協会の目的である「不動産に関する国民の権利の明確化」を推進するため、次の活動を実施します。

イ. 公共嘱託登記に係る受託業務

不動産取引の円滑化のために、各官公署等から大量かつ広範囲に発注される嘱託登記業務を、協会社員の能力と組織力を活かして適正かつ迅速に処理を行う。

ロ. 地図整備の促進に係る受託業務

土地の現状がどのような区画でどのような状態になっているのかを把握するためには正確な地図が必要となるが、県内の市街地においては法務局備付地図が整備されていない地域がまだある。こういった地域では明治時代からの図面に加除を繰り返しているため現地との整合性が著しく低く、不動産取引や公共事業を行う際に多くの時間と費用が必要となっている。また、災害によって筆界がわからなくなったときの復元作業が非常に困難となる要因にもなっている。この問題を解消するため、官公署等からの依頼を受けて地図整備業務を行い、土地の筆界を明らかにすることによって公共の利益に貢献をする。

本年度については、法務局地図作成事業として弘前市城南地区において地図整備業務を行う。

ハ. 登記基準点設置事業

本事業で過去に設置した基準点の成果の公開と維持管理を行う。

ニ. 基準点点検測量事業

法務局地図作成事業が予定されている地域において、使用が想定される既設の基準点の点検測量を実施し、結果を公開する。これによって基準点の状況を調査するとともに、後の事業への影響を判断する材料とする。

ホ. 官公署未登記建物の建物表題嘱託登記事業

官公署の所有する県内の未登記建物について、協議のうえ当協会が自主的に1棟以上の建物表題登記を行い、建物の権利の明確化に寄与する。

ヘ. 土地境界や公共嘱託登記に関する知識の普及活動

土地境界や登記に関する知識や関係法令について研修会を行う。対象は協会社員・官公署職員・関連業種資格者及び一般の人々とし、参加者100名程度の規模で1回以上開催する。

ト. 登記の現状に関する情報提供

法務局備付地図の中には様々な要因により精度が低いものが存在している。また、比較的精度が高い公図というのも存在している。こういった地域について、G空間情報センターで公開されている登記所備付地図XMLデータなどを利用して地図（公図）と現地の整合性を調査し、結果を官公署に報告する。

3. その他

イ. 新公益法人制度に対応した規則の見直し、制定を行う。

ロ. 公益充実資金（旧特定費用準備資金）制度を利用した中期的な事業運営を行う。

ハ. 複数の社員が関わる受託業務においては、作業状況の共有を行い、安全意識の向上を図る。